

2010
(平成22年11月)

大阪府・大阪市 生活情報誌

11
November

第43号

くらすと

もくじ

- 【知って安心! 暮らしの情報】 2
計量について知ろう!!
- 【トラブル PICK UP】 3
スチーム式加湿器によるやけど
- 【おしらせ】 4
イベント情報

会ってみよう!

迷惑たばこ防止キャラクター
アカンずきん



暮らしの トピックス

- お金に困っている消費者を標的とした「金貨の即現金化」のトラブルが増加。実際に消費者が手にする受取額は購入代金より低く、損をして、債務が膨らむことも。
- 消費者庁では「子どもを事故から守る! プロジェクト」を実施。年齢別に起こりやすい事故や防止策など掲載した「子ども安全メール」を配信。
(<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/>)

クイズ

「アカンずきん」の
名前の由来は?



11月は
計量強調月間です

計量について知ろう!!

○計量ってなに?

私たちの日常生活では、いろいろなところで「計量（はかること）」が行われています。食料品の内容量や水道、ガス、電気の使用量、健康管理の際に使用する体温計など、計量は生活の一部となっています。もし、「はかり」などの計量器が正しく作動していなかったり、使い方を間違っていたりすると私たちの生活は大変なことになってしまいます。

○正しいはかりって?

・家庭で使用する計量器

家庭用体重計、調理用はかり、乳児用体重計は、国が定めた製造上の技術基準に適合した家庭用計量器のマークがつけられており、計量法ではこのマークがないと販売してはならないことになっています。



・特定計量器

体温計や血圧計、お店や病院で使われるはかり、水道メーターやガソリンスタンドのメーターなど 18 種類の計量器を特定計量器といいます。これらは、検定に合格したものが取引・証明に使われています。



家庭用はかりの使い方

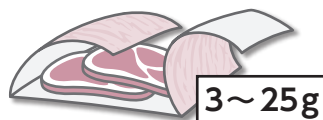
- 揺れない水平なところで
- 体重計は柔らかい場所では、使わない
- 針はゼロにあわせて
- 湿気の多い場所に置かない（濡れないように）
- はかるものは載せ台の中央に

○風袋って

商品を包装しているラップやトレー、袋などを風袋といいます。商品の重さで値段をつけている商品は、風袋の重さを引いた内容量の重さで販売しなければならないと決められています。ワサビやタレなどの薬味や添え物も商品の内容量に含まれません。

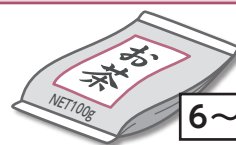
風袋の重さ

お肉屋さんの
きょうぎ 経木、ろう引き紙



3~25g

お茶の袋



6~12g

スーパーなどの
トレイ



3~20g

風袋が内容量に含まれていると、安く買ったつもりが高いものを買ったのと同じになってしまい、損をしたことになります。このようなことがないように、事業者に立ち入り検査なども行われていますが、時々家庭でも試しに計量して確認してみることも大切です。

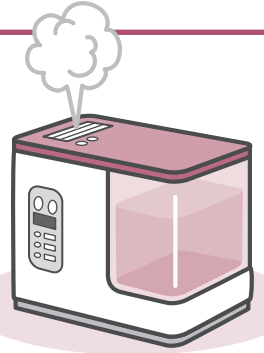
○ユニットプライシング（単位価格表示）

商品を買う時に、同じ品質でどちらが安いかなど簡単に比較するための商品情報として、一定量の単位あたりの価格（ユニットプライス）を表示することをユニットプライシングといいます。私たち消費者の知る権利と選ぶ権利を守り、正しい計量を促進し、過大包装を防ぐことができるなどのメリットがあります。計量法では規定されていませんが、ユニットプライシングを採用する事業者が増えています。

トラブル

PICK-UP

くらしの商品安全情報室
からのお知らせ



スチーム式加湿器によるやけど

冬は空気が乾燥しやすいため、のどや肌の乾燥対策に加湿器を使用する機会が多くなります。それに伴い加湿器から噴き出す蒸気や、転倒させた時にこぼれた熱湯などでやけどを負う事故が発生しています。くらしの商品安全情報室にも乳児が加湿器の蒸気噴き出し口に触れてやけどをしたという情報が寄せられています。**重いやけどになることも多く、乳幼児の場合は皮膚が薄いため特に重症化するおそれがあります。**また、同様に電気ポットや炊飯器でも発生する蒸気が見えないことがありますのでやけどには十分に気をつけましょう。

加湿方式により
機能や性能が
異なります



スチーム式

- ヒーターで水を沸騰させて湿度を上げる。
- 加湿能力は高いが、高温の蒸気が発生する。

ヒーターレス (気化)式

- ファンによる風で水を気化させて湿度を上げる。
- 高温の蒸気が発生しないためやけどの心配はないが、急速な加湿は難しい。

ハイブリッド式

- 使用開始時など湿度の低い場合は温風、一定の湿度を保っている場合は風で水を気化させて湿度を上げる。
- 高温の蒸気が発生しないためやけどの心配はないが、ほかの加湿器と比較し高価なものが多い。

- それぞれに長所・短所があるため、使用する場所に応じて選択しましょう。
- スチーム式加湿器の場合は噴き出し口から高温の蒸気が発生するため、特に乳幼児や高齢者のいる家庭では十分注意して使用しましょう。

事故を防ぐために

- 加湿器やポットなど、やけどのおそれがあるものは子どもの手の届かない安全な場所に置きましょう。
- 転倒を防ぐために、電源ケーブルの配線にも気をつけましょう。
- 使用中は子どもが誤って触れないように、子どもから目を離さないようにしましょう。
- やけどを負った場合は痛みがなくなるまで、すばやく水道水で冷やしましょう。また、重いやけどの場合や水ぶくれが破れた場合には医療機関を受診しましょう。



クイズの答え

大阪弁の「だめ」という意味の「アカン」と
童話の「赤ずきん」をかけて誕生しました。.....

大阪市では、平成19年4月に「路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路など公共の場所での喫煙マナーの向上を推進しています。

「歩きたばこはアカンずきん」を合言葉に、歩きたばこやポイ捨てをする大人を見つけたら、レッドカードで注意する正義感の強い女の子です。

環境局ホームページからぬり絵、パソコンの壁紙、名刺などがダウンロードできます。

アカンずきん



大阪市

大阪府

◆くらしの達人！わんデー講座

- テーマ ①住まいのお手入れ大研究
～年末大掃除に役立てよう～
②住まいのあかりのお話
～地球に優しいあかりでエコ生活～

日時 ①11月25日(木) 14:00～15:30
②12月15日(水) 15:00～16:30

場所 ①城北市民学習センター 研修室2
【住 所】旭区高殿6-14-6
【最寄駅】地下鉄「関目高殿」駅・「関目成育」駅
京阪「関目」駅
②大阪市中央公会堂 大会議室
【住 所】北区中之島1-1-27
【最寄駅】地下鉄「淀屋橋」駅・「北浜」駅
京阪「淀屋橋」駅・「北浜」駅・「なにわ橋」駅

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方
定員 ①45人 ②50人 (各回申し込み多数の場合は抽選)

締め切り日 ①11月18日(木) ②12月8日(水)

申し込み方法 電話・大阪市電子申請システム
(大阪市消費者センターホームページから)

その他 一時保育はありません。

申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525



◆サラ金・クレジット無料相談会

弁護士、司法書士による無料法律相談会を開催します。
(※1相談あたり45分以内、事前予約が必要です)

日時・場所 【昼の部】11月27日(土)・28日(日)
13:00～16:00 大阪市消費者センター

【夜の部】11月29日(月)・12月3日(金)
18:00～21:00 難波市民学習センター
11月30日(火)
18:00～21:00 阿倍野市民学習センター
12月1日(水)・2日(木)
18:00～21:00 大阪市総合生涯学習センター

対象 消費者金融およびクレジット利用者など

定員 昼の部:1日あたり4人、夜の部:1日あたり8人 (各先着順)

受付期間 11月1日(月)～開催当日まで 毎日10:00～18:00

申し込み方法 電話 (※電話連絡が困難な場合はFAX可)

申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7523 FAX:06-6614-7525

●大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階



消費生活相談 ☎06-6614-0999

毎日 10:00～17:00 (12月29日～1月3日は除く)
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

消費者問題講演会

テーマ 孫たちのくらしの危険

～子どもと隣り合わせの製品事故～

内容 日常的に使用しているものでも、間違った使い方や不注意で
重大な製品事故につながることもあります。事例や注意点な
どを学習し、子どもや孫を事故から守りましょう。

日時 平成22年11月19日(金) 14:00～16:00

場所 OMMビル地下1階 OMMギャラリー
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル地下1階
(地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋」駅)

講師 本多 三洋子 (兵庫県立健康生活科学研究所 生活科学総合センター)

定員 70人 (申し込み先着順)

申し込み・問い合わせ先 (財)関西消費者協会

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階

TEL:06-6945-1100 FAX:06-6945-1375

22年度

受講生募集

くらしのナビゲーター養成講座

消費者問題について基本的知識を学習し、楽しい講座の手
法を身につける連続講座。講座修了後は「くらしのナビゲ
ーター」として高齢者を対象とする地域の集まりに出向き、悪質
商法にあわないための情報提供をしていただきます。

日時 平成23年1月13日(木)～3月17日(木)

場所 生活情報ぶらざ セミナー室

応募資格 ・大阪府内に居住する人

・高齢者などに消費者被害防止のための情報提
供をしていただける人
※修了条件があります。仕事の紹介ではありません。

定員 35人 (提出作文により選考)

資料代 実費 2,000円

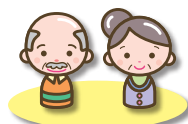
締め切り日 12月10日(金) 必着

申し込み方法 所定の申込用紙 ((財)関西消費者協会ホームページからダウ
ンロード可)に記入の上、郵送してください。

問い合わせ先 (財)関西消費者協会

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階

TEL:06-6945-1100 URL:<http://kanshokyo.jp/>



●生活情報ぶらざ (大阪府消費生活センター)

大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階
※最寄り駅……地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋」駅

消費生活相談 ☎06-6945-0999

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝休日は除く
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談 <http://kanshokyo.jp/mail/>

(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談 (年末年始除く10:00～16:00)

■土曜日/06-4790-8110 (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/06-6203-7650 (社)全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認ください。

ウェブサイト「消費生活事典」

<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>



大阪府



大阪市

「くらしすと」第43号 平成22年11月1日発行 (次号12月1日発行)

◆大阪府消費生活センター 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 (OMMビル) ☎06-6945-0711

◆大阪市消費者センター 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 (ATC) ☎06-6614-7522

◆企画・編集:大阪府・大阪市消費者啓発企画検討会議、(財)関西消費者協会 ☎06-6945-1100

◆デザイン・印刷:(株)ケーエスアイ この情報誌は企画から印刷まで全てを外注して、作成しております。
(毎月32,000部発行、1部あたりの単価は9円です) ◆古紙を使用しています。